

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 6 条の規定に準じて、「（仮称）長野広域連合 B 焼却施設」整備及び運営事業を特定事業として選定しましたので、同法第 8 条の規定に準じて、特定事業選定の客観的評価の結果を公表します。

平成 29 年 7 月 4 日

長野広域連合長 加藤 久雄

「（仮称）長野広域連合 B 焼却施設」整備及び運営事業 特定事業の選定について

1 事業内容

(1) 事業名

「（仮称）長野広域連合 B 焼却施設」整備及び運営事業（以下、「本事業」という。）

(2) 対象となる公共施設等の種類

施設の種類	一般廃棄物処理施設
事業予定地	千曲市大字屋代字中島外
施設概要	処理対象物を受け入れ、焼却処理を行い、処理の過程で発生するエネルギーの有効活用を最大限に図る施設
施設規模	100t/日（50t/日×2系列）
処理方式	連続運転式焼却施設とし、焼却方式は以下のいずれかとする。 <ul style="list-style-type: none">・ ストーカ式焼却+灰溶融（燃料）方式・ 流動床式ガス化溶融方式・ シャフト炉式ガス化溶融方式
供用開始	平成 33 年 4 月 1 日 （ただし、部分引渡しにより、早期の処理対象物の全量受入れが提案される場合には、部分引渡し日の翌日を供用開始日とする。）

(3) 公共施設等の管理者

長野広域連合長 加藤 久雄

(4) 事業予定地

千曲市大字屋代字中島外

(5) 事業目的

本事業は、主に「(仮称)長野広域連合B焼却施設」(以下、「本施設」という。)の設計、施工、運営を行うものです。

DBO方式で本事業を実施することにより、民間事業者のノウハウを生かし、運営段階を見越したコストパフォーマンスの高い施設の整備と、長期間にわたり効率のよい運営を図り、もって循環型社会の形成を推進することを目的とします。

(6) 事業内容

ア 長野広域連合(以下、「連合」という。)管内の主に千曲市、坂城町、長野市において排出される一般廃棄物の処理を行います。

イ 処理対象となる一般廃棄物は、可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、焼却施設以外の中間処理施設から排出される可燃残さです。また、少量の特別管理一般廃棄物(医療系廃棄物)、小動物(犬・猫等)の死がい及び可燃性の災害ごみも含むものとします。

ウ 一般廃棄物の焼却により生じる副生成物を要求水準書に定めるところに従い、有効利用及び外部資源化を行います。

エ 本施設の運転により生じた蒸気を利用して、熱回収及び発電を行い、以下の優先順位に基づき利用します。本施設のエネルギー回収率は、電力としての回収率を12.0%以上とし、熱回収も行うこととします。回収したエネルギー(熱及び電力)は、運営事業者が本施設内で利用するものを除き、連合に帰属します。

(ア) 本施設でのエネルギー利用

(イ) エネルギー活用施設でのエネルギー利用

(ウ) 連合が所管する福祉施設でのエネルギー利用(電力の供給)

(エ) 売電

(7) 事業手法

本事業はDBO方式で実施するものとし、連合は本施設の設計・施工に係る資金を調達し、本施設を所有します。なお、本施設の整備については環境省 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金の対象事業とします。

工事請負事業者は、連合と工事請負契約を締結し、本施設の設計・施工業務を行います。

また、構成員は運営事業者となる特別目的会社を設立し、20年間にわたっての本施設の運営業務を行います。

2 連合が直接事業を実施する場合とDBO方式で実施する場合の評価

実施方針に基づき、連合の財政負担に係る定量的評価及び民間事業者へ移転されるリスク並びにごみ処理の安定性や効率性等に係る定性的評価を行い、VFM (Value For Money) の検討による総合的な評価を行うこととしました。

(1) 定量的評価

定量的評価では、公設公営方式と、DBO方式で実施する場合のコストの比較を行いました。比較に当たり、提供されるごみ処理の安定性や効率性等は同一としました。

ア 前提条件

比較における主な前提条件は、以下のとおり設定しました。

費 目		公設公営方式	DBO方式
事業期間		建設期間：3年1ヶ月（平成30年3月～平成33年3月） 運営期間：20年（平成33年4月～平成53年3月）	
施設規模		100t/日（50t/日×2系列）	
基本設計費		先行事例を参考に算定	—
アドバイザー費		—	実績を参考に算定
施設整備費		参考見積及び先行事例を参考に、本事業条件を勘案して算定	参考見積及び先行事例を参考に、コスト削減効果を見込んで算定
施工監理費		先行事例を参考に算定	
運営費	人件費（民間）	—	参考見積及び先行事例等を参考に算定
	用役費	参考見積を参考に、本事業条件を勘案して算定	
	維持補修費	参考見積及び先行事例を参考に、本事業条件を勘案して算定	参考見積及び先行事例を参考に、コスト削減効果を見込んで算定
	外部資源化及び有効利用に係る費用	参考見積を参考に、本事業条件を勘案して算定	
	その他費用	参考見積を参考に、必要な補正（SPC関連費用を除く）を行い算定	参考見積を参考に、本事業条件を勘案して算定
人件費（連合）		既存施設での実績を参考に算定	
連合引取運搬費		参考見積及び構成市町村の実績を参考に算定	
運営モニタリング費		—	先行事例を参考に算定

※事業期間については、VFM算定上の条件であり、公募時の条件は募集要項で示す。

イ 評価結果

アの前提条件をふまえ、公設公営方式とDBO方式で実施する場合の事業期間を通じてのコストを比較したところ、DBO方式では約10%の財政負担を縮減することが期待できます。DBO方式では、民間ノウハウの導入による施設整備費及び運営委託費の削減効果を見込むことができ、民間事業者における利益の確保と公共における財政負担の削減を同時に実現することが可能となります。

(2) 定性的評価

本事業では、事業方式をDBO方式とすることにより、主に以下のような効果を期待することができます。

ア 事業の効率化

設計・施工業務及び運営業務を一体化することにより、設計段階から施工や運営までを視野に入れた効果的な整備が期待できます。また、民間事業者の持つノウハウや創意工夫を活用することで、事業の効率化が図られ、ごみ処理の安定性や効率性等の向上が期待されます。

イ 効率的な資源化方法の提案

副生成物の資源化手法について、民間事業者が有するノウハウやネットワークを活用し、最も効率的な資源化手法の提案と実施を期待することができます。

ウ 事業の質と効率の両立

従来の単年度契約での個別発注等による運営を、長期的かつ維持管理を含む包括的な委託による運営とすることにより、運営事業者は、複数年度にわたる業務改善効果を見込んで業務に取り組むことが可能となります。

また、DBO方式においては、運営事業者独自のモニタリングの考え方、リスク管理体制に基づき、事業の適正な運営状況を自ら確認するセルフモニタリングへの取り組みが行われます。包括的に業務を委託した上で適切なセルフモニタリングを行うとともに、連合によるモニタリングを行うことで、事業の質と効率がより安定的に保たれることが期待されます。

エ リスク管理の強化

事業に係るリスクを連合と民間事業者の間で適切に分担することにより、豊富な実績に基づく民間事業者のリスク管理能力を活かすことが可能となります。これにより、事業の安定性が向上し、リスクの低減を図ることができます。

将来の市場環境の変化や環境施策の変更など、本事業において想定されるリスクについては、連合と民間事業者が適切にリスクを分担し、契約条件に反映することで、本事業におけるリスク管理を強化することができます。

オ 財政負担の平準化と維持補修の適正化

DBO事業では、総事業費のうち固定的な費用については、事業期間で除した金額を毎年支払っていくことから、通常の単年度委託に比べて公共財政負担の変動を小さくすることができます。また、平準化された金額を支払い、委託費の範囲の中で維持管理の計画・実施を民間事業者に委ねることから、これまでの単年度での予算確保及び事後補修ではなく、維持管理計画に基づいた適切な補修が行われることが期待できます。

(3) DBO方式における留意点

事業方式をDBO方式とする場合、主に以下のような点に留意し、事業を実施する必要があります。

ア 適切なモニタリングの必要性

連合は、民間事業者からの提案事項や、契約書、要求水準書において定める性能要件が遵守されるよう、民間事業者による業務の履行状況をモニタリングする必要があります。

上記については、建設段階及び運営段階におけるモニタリング体制やモニタリング方法について、連合が独自でモニタリング方法を検討するとともに、契約書では性能未達時の対応等について規定します。

イ 運営事業者の経営悪化に対応する仕組み

DBO方式では、株主企業が運営事業者の業務履行補助者として一部の業務を担う場合が多くなっています。そのため、運営事業者の株主企業の倒産や、実質的な経営破綻時には、運営事業者が契約に定められた業務を履行できず、一時的に、若しくは長期にわたって本事業の運営が停止するリスクがあります。

上記については、一定以上の実績を有する事業者の参加を求めるとともに、事業者選定において、主要株主企業の財務の安定性や、事業計画の妥当性、運営事業者に対する株主企業の支援方策を確認します。また、契約書において、運営事業者の債務不履行による契約解除時の違約金や、連合が選任する第三者への運營業務の引継ぎに関する協力義務を明記することにより、万一の場合においても、事業の安定性、継続性が担保される仕組みを取り入れます。

(4) VFM (Value For Money) の検討による総合評価

本事業は、DBO方式で実施することにより、事業期間を通じた公共財政負担の削減、民間事業者の運営ノウハウによるごみ処理の安定性や効率性等の向上を期待することができることから、VFMが得られると判断できます。

また、事業の効率化、効率的な資源化方法の提案、事業の質と効率の両立、リスク管理の強化及び財政負担の平準化と維持補修の適正化といった効果を期待することが出来ます。

ただし、適切なモニタリングの必要性及び運営事業者の経営悪化に対応する仕組みといった点に留意し、事業を実施する必要があります。